

(傍線部分は改正部分)

改正後

第六十七条 法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 六 (略)

七 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨

② (略)

第六十八条 (略)

② 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 (略)

第七十三条 (略)

改正前

第六十七条 法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

② (略)

第六十八条 (略)

② 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 (略)

第七十三条 (略)

② 法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該中毒が別表第十九に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

四〇六 (略)

② 法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該中毒が別表第十七に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

四〇六 (略)